

## 清須市第2次総合計画 基本構想（骨子案）

## 序論

## 1 総合計画策定の趣旨

地方自治法改正により、総合計画（基本構想）の策定義務付けは廃止されましたが、清須市においては、行政運営の基本的な指針として、以下の観点から総合計画を策定します。

- (1) 長期的な視点に立ち、市の将来に向けての発展すべき方向と目標を定めます
- (2) 目標の実現に向けた政策・施策・事業を最適に展開するための、行政運営マネジメントの基軸とします

## 2 総合計画の構成・計画期間

## (1) 計画の構成

本計画は、行政運営マネジメントの基軸として、より実効性のある計画とするため、「基本構想」－「基本計画」－「実施計画」の三層構造の計画とします。なお、「実施計画」については、毎年度、予算編成にあわせて別途、作成することとします。

## (2) 計画の期間

「基本構想」において長期的な視点に立った将来に実現するまちの姿を描いた上で、「基本計画」については、計画の進捗状況や社会情勢の変化等に適切に対応するため、前期・後期に分けることとします。

また、本市の人口減少問題への具体的な対策を取りまとめた「清須市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成28年3月策定）との一体的な推進を図るため、次のように計画期間を設定します。

- ① 基本構想：平成29～36年度（8年度間）
- ② 基本計画：〔前期〕平成29～31年度（3年度間）、〔後期〕平成32～36年度（5年度間）

	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度
基本構想	-----> (8年度間)							
基本計画	-----> (前期：3年度間)			-----> (後期：5年度間)				
(参考) 総合戦略	----->							

## 3 清須市の位置、地勢、面積、歴史・沿革

## (1)位置・地勢・面積 (2)歴史・沿革

## 基本構想

## 1 清須市の基本理念

## (1) 基本的な考え方

市町村合併に際して策定された新市建設計画（計画期間：平成17～32年度）及び新市基本計画（計画期間：平成21～31年度）の中では、「安心」「快適」「創造」「責任」の4つの基本理念と、将来像の「水と歴史に織りなされた安心・快適な環境都市」が掲げられており、第1次総合計画はこの基本理念等を継承して策定されています。

第2次総合計画においては、これまでの経緯や、長期的な視点で目指すべき将来像を実現するという観点を踏まえて、第1次総合計画の基本理念等を発展的に継承することを基本とします。

その上で、住民ニーズの多様化・高度化、市町村合併に伴う財政措置の終焉、まち・ひと・しごと創生の推進、リニア中央新幹線の開業など今日的な課題に対応しながら、より清須市らしさを発揮するためのまちづくりの理念として、「安心」「快適」「魅力」「連携」の4つの理念を、基本理念として位置づけます。

## (2) 4つの基本理念

**安心** 災害や犯罪から生命・財産を守り、安全・安心に暮らせるまちづくりを目指します

- ・防災基盤の着実な整備、防犯・交通安全対策の充実、食の安全の確保等を通じ、市民の生命・財産が守られ「安心」して生活ができる安全なまちづくり
- ・福祉サービスや保健医療体制を充実し、誰もが生涯に渡り元気に「安心」して暮らせるまちづくり
- ・家庭や子どもを持ちたいと願う若い世代の希望を地域で支え、若い世代にとって暮らしやすく「安心」できるまちづくり

**快適** 自然と共生し、住みやすく文化的環境が整ったまちづくりを目指します

- ・3つの河川に代表される水のある空間と暮らしを大切にし、自然と共生し住みやすく「快適」で調和のとれたまちづくり
- ・名古屋市との近接性や広域的な交通利便性を更に活かした、便利で「快適」なまちづくり
- ・リニア中央新幹線の開業で東京1時間圏となる文化的環境を享受できる質の高い「快適」なまちづくり

**魅力** 市民が誇りと愛着を感じられる、魅力と活力に満ちたまちづくりを目指します

- ・市民や地域企業が多様な価値観のもと、元気で「魅力」に満ちた活動ができるまちづくり
- ・連綿と続く地域の歴史や文化を大切にし、その価値を見出し共有することで誇りと愛着を醸成しながら、地域の活力と「魅力」を発信するまちづくり
- ・地域の豊かな資源を活かし、次世代を担う子どもたちの健全性と「魅力」ある人材を育むまちづくり

**連携** 世代や地域を超えて、つながりを大切にするまちづくりを目指します

- ・世代や地域を超えた、幅広い層の市民・企業の交流や「連携」、協働によって、市としての一体感を確立するまちづくり
- ・近隣市町との「連携」によって、市の個性を発揮しつつも、広域的な課題へ効果的・効率的に対応できるまちづくり
- ・将来世代に過度の負担を残さず、若い世代が将来に希望をもって暮らすことができる未来へと「連携」するまちづくり

## 2 清須市の将来像

## (1) 目指すべき将来像

これからまちづくりを進めるための大きな目標として、清須市が将来に実現するまちの姿を明らかにして、目標の共有を図ります。

第1次総合計画の将来像を発展的に継承することを基本としつつ、まちづくりの基本理念である「安心」「快適」「魅力」「連携」を踏まえ、より清須市らしさを発揮しながら、将来に実現するまちの姿を、次のように設定します。

～清須市の将来像～  
水と歴史に織りなされた安心・快適で元気な都市

「水」、「歴史」といった清須市ならではの特徴を積極的に活用しながら、「安心・快適」な都市機能を更に高めることによって、市民も訪れる人も「元気」な活気に溢れた都市の実現を目指します。

## (2) 将来像が示すもの

## 「水」とは

- ・3本の川（庄内川・新川・五条川）と水辺空間に象徴される清須市の個性です。
- ・水は、大きな恵みと豊かな個性をもたらす貴重な資源であるとともに、時には局地的豪雨や津波のように、人知を超えた災害をもたらす原因ともなります。

<ul style="list-style-type: none"> <li>過去の経験と教訓を忘れずしっかりと対応しながら、これからも水と共存していく必要があります。</li> </ul>
<b>「歴史」とは</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>美濃路や清洲城、朝日遺跡などの豊かな歴史的資源は、清須市のアイデンティティーの源であり、市民共通の貴重な財産です。</li> <li>地域の歴史や伝統文化を守り育て、魅力を活かすことで、市の内外から多数の人が集まり、清須市の活性化につながるのみならず、市民の協調と融合につながることも期待されます。</li> <li>重要な歴史の舞台として映画やテレビドラマにも登場する郷土を深く知ることで、市民の中に誇りと愛着が生まれます。</li> </ul>
<b>「安心・快適で元気な都市」とは</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>南海トラフ巨大地震や気候変動による異常気象などの自然災害に対する自助・共助・公助の備えが充実し、防災安全性や自然環境が保たれている都市を表しています。</li> <li>高齢者が住み慣れた地域で暮らし続け、また、家庭や子どもを希望する人が生活の基盤を築き、安心して子育てできる豊かな地域社会を構築されている都市を表しています。</li> <li>リニア中央新幹線の開業を目前に更なる活性化が期待される名古屋大都市圏の中で、身近な自然と暮らしの利便性との調和がとれた生活環境が提供されている都市を表しています。</li> <li>地域の魅力の発信や多様な主体との連携等を通じて、活気に溢れた地域を実現し、誰もが自分らしく生き生きと元気に暮らすことができる都市を表しています。</li> </ul>

### 3 行政運営の方針

市町村合併により誕生した清須市では、市町村合併に伴う財政措置などを活用して、旧町それぞれが単独の財政力・組織力では解決することの難しかった課題に対しての取り組みを行ってきたところです。また、その一方で、市町村合併の目的の一つであった厳しい財政状況への対応として、より合併の効果を引き出しながら行政運営を進めるため、第1次総合計画においては、①計画に基づく進捗管理と改革の推進、②組織のスリム化、③公共的施設の利便性・効率性向上、④施策の見直し及び重点化という4つの行政運営方針を定めて、経営管理機能の強化や健全財政の維持に努め、計画的な行財政運営を進めてきました。

今後、市町村合併に伴う財政措置などが終焉を迎える中であって、これまでと同様の各種市民サービスの提供や公共施設の維持・管理に加えて、目指すべき将来像を実現するための新たな取り組みを進めることは、厳しい状況であると言わざるを得ません。

この認識に立って、第2次総合計画では、引き続き経営管理機能の強化や健全財政の維持に努めることはもとより、より一層計画的な行財政運営を進めるとともに、行政と市民が目的を共有し、相互連携することによって、効果的に施策を展開することを目指して、行政運営の方針を以下のように定めます。

#### (1) 総合計画に基づく行政運営の推進

目標の実現に向けた政策・施策・事業を最適に展開するための、行政運営マネジメントの基軸と位置付けて、総合計画に基づいて取り組みを進めることを行政運営の原則とします。

#### (2) 持続可能な財政運営の推進

市町村合併に伴う財政措置（普通交付税の合併算定替、合併特例債の発行など）の終焉等を見据えて、効果を検証しながら継続的に事業の見直しを行うとともに、真に必要な分野に経営資源を重点的に配分することにより、効率的、計画的かつ持続可能な財政運営を進めます。

#### (3) 市民協働の推進

多様化・高度化する住民ニーズへの確に対応するとともに、市としての一体感を確立するため、市民の参加と交流を促進する市民協働を推進します。

### 4 政策の指針

基本理念に基づいて、将来像を実現するため、取り組むべき政策を分野別・体系的に整理し、各分野で取り組む政策の方向性を「政策の指針（基本政策）」として大綱化します。

「政策の指針」の内容については、本日の議題(2)で聴取した意見や、第2回・第3回の市民参画会議の意見等を踏まえて事務局案を作成し、第3回の総合計画審議会にて提示・審議予定

■総合計画の施策体系イメージ（「基本政策」と「政策」は、第1次総合計画[改訂版]のもの。）

基本理念	将来像	政策の指針（基本政策）	政策
「安心」「快適」「魅力」「連携」	「水と歴史に織りなされた安心・快適で元気な都市」	安全・安心で自然が息づくまちづくり	河川・排水対策の充実 防災対策の充実 防犯・交通安全対策の充実 消防・救急体制の充実 上水道・下水道の充実 ごみ処理体制の充実 斎苑施設の整備推進 医療体制・健康づくり環境の充実 地域福祉の充実
		健康で思いやりのあふれるまちづくり	少子化対策・児童福祉・母子（父子）福祉の充実 障害者（児）福祉の充実 高齢者福祉の充実 社会保障の機能強化 青少年の健全育成 消費者利益の擁護・増進 自治・コミュニティ活動の振興 ボランティア・NPO活動の振興 男女共同参画社会の推進
		水と緑に恵まれうるおいのあるまちづくり	環境保全・資源循環型まちづくりの推進 公園・緑地の充実 水と緑のネットワークの形成 都市近郊農業の振興 市街地整備の推進
		便利で快適に暮らせるまちづくり	都市景観整備の推進 道路・橋りょうの充実 公共交通の充実 学校教育の充実 生涯学習の充実 文化・芸術活動の振興 文化財保護の推進 スポーツ・レクリエーション活動の振興
		歴史・伝統・文化・教育を大切にするまちづくり	地域間・国際交流の振興 商業・工業の振興 観光の振興 市民参加の推進 電子自治体の推進 行政運営の合理化
		創造的にいきいきと働くことのできるまちづくり 新しい時代に対応した参加と交流のまちづくり (市民参加と行政運営)	

